

市第 131 号議案

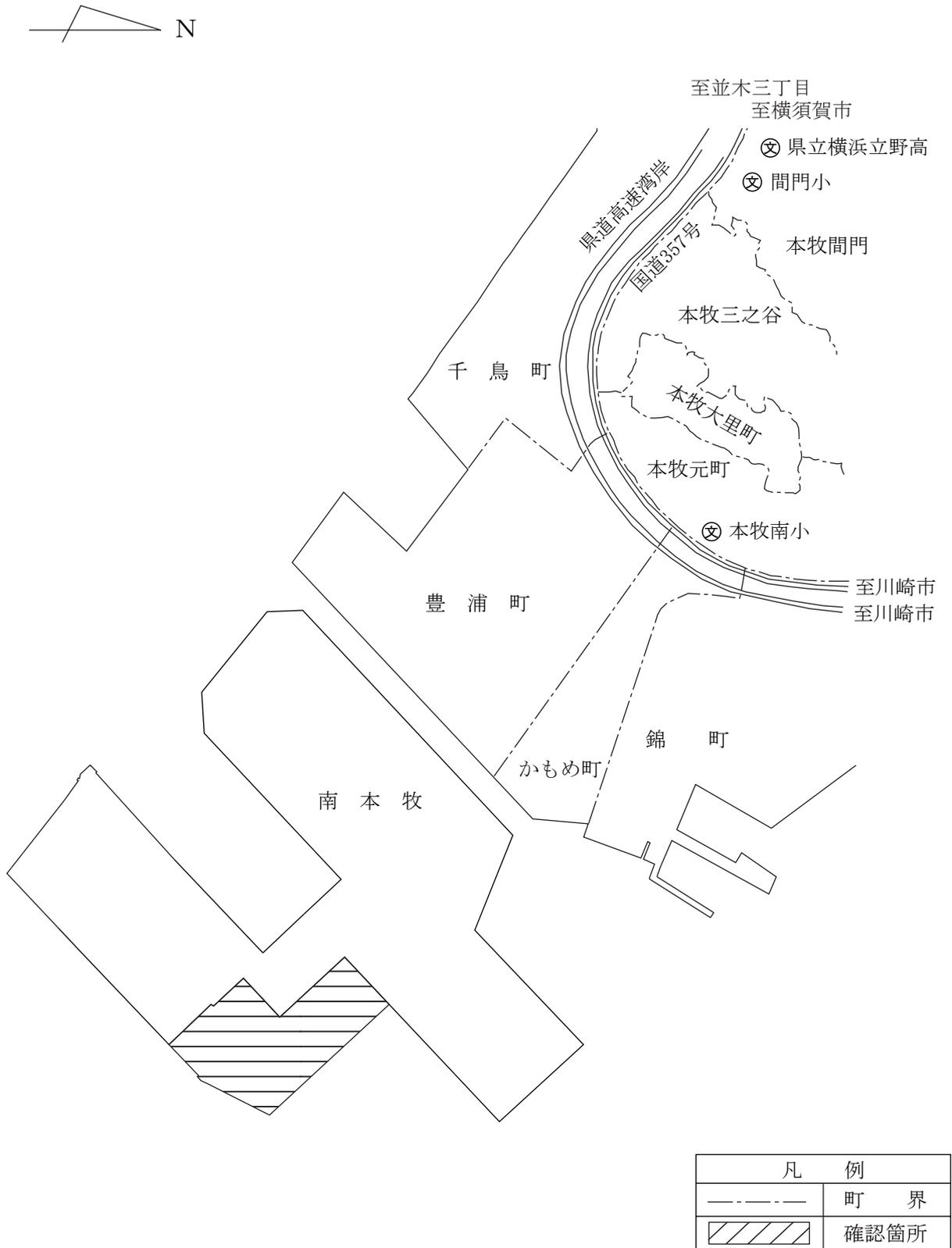
中区南本牧 3 番の16等地先公有水面埋立地の確認
次の土地が本市の区域内に新たに生じたことを確認する。

令和 4 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

| 確 認 の 対 象 | 地 積 |
|--|-------------------------------------|
| 中区南本牧 3 番の16、7 番の 1、7 番の 2 及び 8 番の 1 地先公有水面埋立地 | 235,759.24 ^{m²} |

中区南本牧3番の16等地先公有水面埋立地位置図



提 案 理 由

中区南本牧 3 番の16等地先公有水面埋立地が、本市の区域内に新たに生じた土地であることを確認したいので、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

第 9 条 の 5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

（第 2 項省略）